

# 抗議文並びに要請文

(No.1)

犯罪企業森永とこれを支えたいっさいを告発する陣いは、4月10日の民事訴訟の提訴と共に、新たな陣いに入りました。もとより、「守る会」の恒久救済案提示以来、恒久救済案の実現・具体化を、被害者解放の一步として、我々森永告発(正式名称「犯罪企業森永を告発する全口連絡会試」)は追求してきました。犯罪企業森永を告発する陣いは、犯罪企業森永を打倒する陣いであると共に、この陣いを通して、被害者の、あらゆる被害者の解放を、被害者・被害者家族の陣いと連帯して勝ち取る陣いでもあります。被害者・「守る会」の陣いを無視した裁判陣争はありえないことをまず確認しておきます。

4月10日、オ一次訴訟が、36人の被告者を原告として提訴されました。「守る会」が主張するように、民事訴訟は不買(売)運動と両輪であり、企業責任・因果関係を明らかにして、恒久救済案の実現を進めることが目的で、あくまでも金銭めあてでないことは、我々のはっきり確認しておかねばならないところです。又、被害者を原告とした裁判であるということに熟慮するならば、被害者のプライバシーを犯すような被害者無視は、絶対してはならないことです。

今度、発行責任(配布責任)不明の形で、民事訴訟の訴状全文(これには、被害者ひとりひとりの、住所から症状までが刻明に記されており、これが公開されることによってもたらされる問題の重大さは、被害者・「守る会」の指摘を待つまでもありません)が、推定700~800部配布されている(おまけに500円で売られている場合もある)事実が判明しました。とうてい考えられぬことが起った訳です。今度、弁護団より訴状の取り扱いについてのお願いと題する、簡単きねまるビラが届きました。今回の訴状の配布に対する「守る会」・被害者からの糾弾に対して、配布責任をとるつもりで出したものかもしれませんが、これで責任をヒリウると考えているとすれば、このような体質は、森永の犯罪性を暴露し、被害者の解放を勝ち取る陣いの重大な障害であると考えます。

1. 「守る会」・被害者の了解なしに、訴状を配布(公開)したことの責任。
2. 被害者のプライバシーの侵害、被害者無視の責任。
3. 無原則な配布の責任(500円出せば買える状況を作ったことの責任。和暦を口頭で知らせた云々の、事実を曲げた報告。ちなみに岡山森永告発には今度の訴状が一部もないのに10枚もビラを送ってきた事実。)

以上が具体的な配布責任の問題点です。そして更に重大な問題は、これらが出てきた背景です。それは、四大公害訴訟をはじめとした反公害裁判に於いて、何度もその度に指摘

された患者・患者家族を無視した弁護団の在り方です。勝訴宣言、バンザイ集会などを、  
 患者・患者家族の意志を無視してせんとする在り方です。しかしこのような在り方は、四  
 次公害訴訟の最後をかざるにふさわしく、水俣病裁判において、記帳に新しくかつ鮮明に  
 患者の申いによってうち破られました。「裁判では怨みは晴れない、勝訴などはありません」と  
 という患者の申いの決意の深さを考えるならばありえないことが、弁護団にとっては自然  
 であり、患者に敵対してまでやり通そうとするに至った事実はこれまで枚挙にいとまがな  
 かった訳です。被害者無視の弁護団の問題は、水俣病裁判に於いてはのりこえられたとは  
 いえ、公害裁判に於いて常に具体的な査検が繰り返されねばなりません。今度の訴状全文  
 の配布(公開)に際して、我々は、幾度目かの被害者無視の在り方を、森永裁判でも改めて指  
 摘せざるをえないし、嚴重に抗議するものです。今回の如き誤りは、本来繰り返すことの  
 できぬ性質のもので、誤りの繰り返しは許されません。であるのに、送られてきたビラ  
 の文面は、弁護団の根深い被害者無視を露呈しています。それは、「特に・・・」以後の文面  
 に見られます。特に、当事者(これは被害者であり、「守る会」の会員に他なりません。は  
 っきり言うべきではないでしょうか)からの要請があったものに関しては、絶対氏名を秘  
 匿云々とは、どういうことでしょうか。それでは、当事者からの要請がなかったら、自分  
 たちのやったことは正当であるというのでしょうか。

そこには、被害者「守る会」が18年の長きにわたって、抑圧の中で庫って来たことに学  
 び姿勢も、被害者の解放への志向も見出すことはできません。現時点では、被害者の生活  
 権利を守る申いが要請されるし、であるからこそ今度の訴状に際しては、氏名の秘匿だけ  
 ではすみません。個人に及ぶる症状まで削除することは当然のことです。一方、口頭で知  
 らせた事実のないこともはっきりしています。嚴重に秘匿を必要とするものを、金で買え  
 ることにする矛盾は、誰の目にも明らかであり、それは怒りを持って糾弾されねばなりま  
 せん。真に、被害者「守る会」の申いの支援を決意し、それを踏まえた訴訟をやり抜くの  
 であり、今回はからずも露呈した在り方は、徹底的に自己批判すべきです。三度目の(二  
 度目ではありません)の誤りは絶対許されません。

我々は、今回の訴状配布によって露呈した弁護団の在り方、並びにこれを許したいっさ  
 いの組織を糾弾すると共に、今後二度とこのような誤りは許さぬ体制を構築し、被害者解  
 放に向けた森永告発の申いを、被害者「守る会」と共に貫徹することを言明するものです。

以上を踏まえて、我々森永告発は、以下の二点の質問と、具体的要請に答えるよう要求します。

〔質問〕

1. 今回の訴状配布(公開)の責任をどう考えますか。
2. 今回の訴状配布(公開)の問題は何に起因していると考えますか。

〔具体的要請〕

1. 訴状の全部回収。

以上に対する文書による回答を早急にお願ひします。

1973年6月19日

殿

岡山市平和町5の26  
犯罪企業森永を告発する全国連絡会  
代表 谷川正彦